

□■養成所ニュースプラス第 14 号 2026□■

暦では処暑が過ぎましたが、厳しい残暑が続く地域も多いと思います。夏の疲れが出てくる時期です。睡眠を確保して免疫力を高めてください。

38 期生は、2 学期前期に入りました。今回は、「障害者福祉」（2 つの課題からひとつ選択します）と「ソーシャルワークの基盤と専門職（専門）」の 2 科目です。

今週の Plus Quiz は、「ソーシャルワークの基盤と専門職」から「ドルゴフらの倫理原則」に関する問題です。この問題も正解したら終わりではなく、正解ではない選択肢のどこが誤りなのかも考えてください。

■Plus Quiz・・・・・・・・

【第 37 回問題 69】ドルゴフ（Dolgoff, R.）らによって提示された倫理原則に関する次の記述のうち、正しいものを 1 つ選びなさい。

1. 平等と不平等に関する倫理原則では、同じ環境に置かれている人には誰に対しても同じように対応しなければならない。
2. プライバシーと守秘義務に関する倫理原則では、全ての人が自らのプライバシーと守秘義務を強化しなければならない。
3. 自律と自由に関する倫理原則では、全ての人の生活の質を高めるような選択肢を選ばなければならない。
4. 最小限の害に関する倫理原則では、あらゆる人の生活や生命を守らなければならない。
5. 誠実と情報の開示に関する倫理原則では、クライアントへの関連の有無に関係なく、全ての情報を伝えなければならない。

（注）「ドルゴフ（Dolgoff, R.）ら」とは、2009 年に Ethical Decisions for Social Work Practice（8th ed.）を著したドルゴフ、ローウェンバーグ（Loewenberg, F.M.）とハリントン（Harrington, D.）のことである。

正答と解説は最後に記載してあります。

■Yoseijo Info・・・・・・・・

- ・（37 期生）教育訓練給付制度（専門実践教育訓練）の支給希望の方へ

申請書類一式は原則として、再発行はできませんので、お取り扱いにはご注意ください。

本養成所からの申請書類発行のため、「受給資格者証と公的身分証明書のコピーの提出」及び「レポートの提出」「スクーリングへの出席」「授業料の納入」が必須となります。

- ・（38 期生）教育訓練給付制度（専門実践教育訓練）の支給希望の方へ

「受給資格者証と公的身分証明書のコピー」の提出をされていない方は、早急に提出してください。

- ・（38 期生）見込書類（実務経験証明書）のさしかえについて

入学願書提出時に「実務経験見込証明書」を提出している方は、入学資格または実習免除を満たした期間の「実務経験証明書」の提出が必要となりますので、早急に提出してください。

- ・受講の手引に“レポート作成・提出チェックリスト”があります。

レポートの作成・提出の前に必ず確認してください。

■Test Info・・・・・・・・

国家試験に関する情報をお届けします

- ・第 39 回国家試験は、令和 9 年 2 月 7 日です。

詳しくはこちら→<https://www.sssc.or.jp/shakai/index.html>

・社会福祉振興・試験センターより、インターネットによる受験申し込み前の準備及び申込方法の動画のご案内です。今年度より、全ての受験者がインターネットでの受験申込になりますので、必ずご確認ください。

詳しくはこちら→<https://www.sssc.or.jp/>

・日本ソーシャルワーク教育学校連盟（以下、ソ教連）主催の全国統一模擬試験のご案内です。

詳しくはこちら→<https://www.spw-mosi.com/exam/>

・本メルマガに、ソ教連国試対策のソゼミ新企画「みんなで一緒にソ教連模試 ONLINE」のご案内（チラシ）を添付しております。←New

詳しくはこちら→<https://jaswe.jp/moshi-online.html>

・本養成所主催、「受験対策講座」は web にて開催中です。

2 本目の「受験対策のポイントを中心とするガイダンス」が視聴可能となりました。是非ご活用ください。

受験対策ページへアクセスはこちら→http://www.aigo.or.jp/yoseijo/?page_id=5529

※パスワード等の案内は、養成所ニュースプラス第 2 号、第 4 号に添付しています。

■Plus Info

その他の情報をお届けします

・日本知的障害者福祉協会では様々な情報を発信しております。

詳しくはこちら→<http://www.aigo.or.jp/>

■Back Number

過去のバックナンバーはこちら→http://www.aigo.or.jp/yoseijo/?page_id=2686

■Plus Column

【受験対策ミニ講座第 10 回／ソーシャルワークの基盤と専門職】

1 第 37・38 回の科目の傾向

第 37 回は、従来から出題されてきた項目から基本的な知識が問われ、出題基準の 5 つの大項目が網羅されましたが、第 38 回は、大項目「ソーシャルワークの概念」「ソーシャルワークの倫理」からの出題はありませんでした。

ただ、近年の社会動向からの問題や頻出項目でも今までにない問われ方がされ、先輩たちは当日相当慌てたことと思います。例えば、問題 64 では頻出の「社会福祉士の義務」だけでなく行政処分の規定が絡められたり、問題 65 の「社会福祉士及び介護福祉士法」で初めて「福祉関係三審議会合同企画分科会の意見具申の内容」が出題されました。

加えて事例問題は第 37・38 回ともに 2 題でしたが、五肢択二問題は第 38 回が 6 問中 4 問と第 37 回から 2 問増え、より時間が必要になりました。

2 国家試験の対策

メルマガ第 1 号～第 4 号では、この科目の出題基準ごとに過去問を紹介し、解き方のポイントを説明しています。改めて確認してください。

なお、この科目と「ソーシャルワーカーの基盤と専門職（専門）」「ソーシャルワークの理論と方法」「ソーシャルワークの理論と方法（専門）」の出題基準は重複する項目がありますので、まとめて学んでいくことが効果的です。

第 37 回の問題 64「社会福祉士の義務」、問題 65「ソーシャルワーク専門職のグローバル定義」、問題 67「スーパービジョン」、第 38 回の問題 64「社会福祉士の義務」、問題 68「利用者の自立支援を踏まえた対応」、問題 69「性的志向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」は正解し、5 割は確保したいです。

【Plus Quiz 正答と解説】

問題文を読んで、「ドルゴフ？」となりますと、選択肢の内容がなかなか頭に入ってこなくなります。この問題に限らず、第 38 回に出題されたような見たことも聞いたこともない内容を問われたとしても、一度深呼吸をして選択肢を読んでみましょう。作問者は、皆さんの冷静な判断力を見ようとしているのかもしれませんが。倫理原則を示す言葉の内容や表す意味、他の倫理原則との関連も含めて推測することが必要になります。

倫理的ジレンマは、倫理綱領や倫理原則を単に当てはめただけで解決するものではありませんし、なかなか正解が見つからないかもしれません。それでも現場での解決に向けてプロセスを進めることは、皆さんにとって生きた学びになります。「倫理的判断の指針から最善の選択肢を選ぶ」段階で、今回の倫理原則も活用してください。共通・社会 11 の 192～202 ページ、共通科目 13 の 73～77 ページにプロセスの詳しい説明があります。

1. ○「平等と不平等（社会正義）」（優先順位 2）では、「同じ状況にある全ての人は同じ方法で対応されるべきである」とあります。
2. ×「プライバシーと守秘義務」（優先順位 6）では、「ソーシャルワーカーは、全ての人のプライバシーと守秘義務を強化するために行動するべき」とありますが、「全ての人が」「強化しなければならない」わけではありません。
3. ×選択肢は「生活の質」（優先順位 5）の説明です。「自律と自由」（優先順位 3）では、「ソーシャルワーカーは、クライアントの自己決定、自律性、自由の権利と能力が促進されるようにすべきである」とあります。
4. ×選択肢は「生命の保護」（優先順位 1）の説明です。「最小限の害」（優先順位 4）では、「クライアントが危害を引き起こすような選択肢に直面した場合、ソーシャルワーカーは、それを回避・予防するように努めるべきである」とあります。
5. ×「誠実と情報の開示」では、「クライアントへの関連の有無に関係なく」ではなく、「クライアントに関連する情報を伝えるべきである」とあります。

※引用文献 医療情報科学研究所「QB 社会福祉士国家試験問題解説 2027」メディックメディア 2027 年 p.284

※掲載内容の転載・再配布はご遠慮ください。

※メール内容に対する個別の対応は行っておりません。

※問い合わせ等については社会福祉士養成所ホームページより行えます。

〒105-0013 東京都港区浜松町 2-7-19 K D X 浜松町ビル 6F

Copyright2016 YoseijoNewsplus